

海峡ゆめ広場ネーミングライツ・パートナー募集要項

下関市都市整備部では、施設の長期的、継続的な運営基盤を確立するための新たな財源を確保し、もって市民に親しまれるとともに、施設の魅力向上により市民サービスの更なる充実を図るため、ネーミングライツ・パートナー（施設命名権者）を次のとおり募集します。

1 募集の概要

次の条件でネーミングライツ・パートナーを募集します。

施設の名称に、企業名、商品名等を冠した愛称を付与し、施設の通称として使用します。わかりやすく市民に親しまれ、また、施設の設置目的にふさわしい愛称をご提案ください。なお、命名していただくのは、施設の愛称であることから、条例等例規改正は行いません。

(1) 対象施設

名 称：海峡ゆめ広場

所在地：下関市豊前田町三丁目

※ 詳細は、別添1のとおり。

(2) ネーミングライツ料（希望金額）

年額 200万円以上

（ただし、平成31年度は9／12ヶ月のため150万円以上）

※ 消費税及び地方消費税は、別途必要となります。

※ 希望金額以上での募集とします。

(3) 愛称の使用期間

平成31年7月1日（月）から平成34年3月31日（木）まで

(4) 契約の更新

愛称の使用期間の満了に際し、原則として満了の8ヶ月前までに本市又はネーミングライツ・パートナーの双方から特段の意思表示がないと

使用可能な愛称の例	使用不可能な愛称の例
会社名、商号、 商品名、ロゴマーク	矢印・距離等の交通案内、交通標識 等と誤認させるようなデザイン（進 入禁止マーク、信号の絵等）

きは、当該愛称の使用期間の満了後も同一の条件で契約を更新することとします。この場合において、更新後の契約期間は、1年間とし以後同じ年数とします。

(5) ネーミングライツ・パートナーの特典（スポンサーメリット）

ア 海峡ゆめ広場の愛称の普及のため、本市は、ネーミングライツ・パートナー及び愛称の決定について、記者発表し、本市のホームページでも公表いたします。また、本市の各種広報において愛称を使用するなど、愛称の普及に努めます。

イ 愛称について、本市ホームページにネーミングライツに係るサイトを設け、そのサイトからからネーミングライツ・パートナーのサイトへリンク設定を行います。

ウ ネーミングライツ・パートナーであることや、広場の愛称及び写真について、自己の管理する媒体（ホームページ、出版物等）に掲載することができます。

エ 本市が広場の使用許可をする際に、主催者に愛称の使用についての依頼を行います。

オ その他、ネーミングライツ・パートナーにおいて、ネーミングライツを活用した提案等がある場合は、協議により決定させていただきます。

(6) 愛称の命名条件

ア 愛称には原則として「ゆめ広場」の文字を含むものとします。
使用可能な愛称の例は下表のとおりです。

イ 親しみやすさや、呼びやすさなど、市民の理解が得られる愛称をご提案ください。

ウ 次のいずれかに該当するものは、愛称として使用できません。

(ア) 法令等に違反しているもの

(イ) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

(ウ) 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれのあるもの

(エ) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの

(オ) 政治性又は宗教性のあるもの

(カ) 社会問題その他についての主義、主張に当たるもの

(キ) 虚偽であるもの又は誤認されるおそれのあるもの

(ク) 個人の氏名

(ケ) 愛称として適当でないと認められるもの

エ 海峡ゆめ広場利用者や市民の混乱を避けるため、愛称はその使用期間中に変更できません。ただし、ネーミングライツ・パートナーが社名等を変更する場合等、愛称の変更に当たっての相当の理由があると認められる場合を除きます。

オ 愛称は、商標権及び著作権等の権利関係について問題がないものであることを条件とします。愛称決定後に発生した問題については、ネーミングライツ・パートナーの責任において対応していただき、本市は責任を負わないものとします。

カ 国等への照会事項並びに下関市議会での議案に関わるもの等については、正式名称を使用します。

(7) 愛称の標示及び標示に係る費用負担等

ア ネーミングライツ・パートナーは、対象となる施設等に愛称を標示することができます。

愛称の標示物（以下「看板等」という。）については、ネーミングライツ・パートナーに帰属します。

看板等の設置に要する費用及び契約終了時の撤去に要する費用（看板等の維持管理費用を含む。）は、ネーミングライツ料とは別に、ネ

ーミングライツ・パートナーの負担とします。

また、看板等の設置については、施工の範囲、実施時期、施工方法及び内容設置の可否について本市と協議のうえ決定することとします。なお、看板等の設置工事等に当たっては、都市公園法（昭和31年法律第79号）、下関市都市公園条例（平成17年条例第289号）、下関市都市公園条例施行規則（平成17年規則第263号）、下関市屋外広告物条例（平成20年条例第77号）及び下関市屋外広告物条例施行規則（平成21年規則第9号）に基づく各種手続きが必要となる場合があります。

イ 道路標識等の案内標示につきましては、本市が道路管理者等へ確認を行い、変更が可能なものについては標示の変更を行うことができます。このことに要する費用については、ネーミングライツ・パートナーが負担するものとします。

なお、契約終了後の原状回復についても同様とします。

（8）応募資格

本市のネーミングライツ・パートナーとしてふさわしい資力及び信用を備えた法人が応募できることとします。次の事項に該当する場合は、応募資格がありません。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する法人

イ 募集期間内において、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けている法人

ウ 都道府県民税、市町村民税（都民税及び特別区民税を含む。）及びその他の租税の滞納がある法人

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生又は再生手続きをしている法人

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団

カ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法

- 律第122号)第2条に該当する法人
- キ 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条に規定する貸金業に該当する法人
- ク ネーミングライツ・パートナーとして適当でないと認められる法人

2 応募の方法

(1) 提出書類及び部数

- ア 参加申出書(様式第1号) 1部
- イ 企画提案書(様式第5号) 6部
- ウ 登記事項証明書 1部(参加申出の日から、1月以内に発行された現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書)(原本)
- エ 印鑑証明書 1部(参加申出の日から、1月以内に発行されたもの)
- オ 納税証明書(参加申出の日から、1月以内に発行されたもの)
下関市税…市税滞納なしの証明(原本)
国 税…納税証明書(その3の3)(原本) 各1部
- カ 直近1事業年度分の決算報告書(貸借対照表及び損益計算書)及び事業報告書 各1部
- キ 定款、その他これらに類するもの 各1部
(原本証明を行ってください。)

(2) 募集期間

平成31年3月11日(月)から平成31年4月11日(木)まで

(3) 提出先

〒750-0005 山口県下関市唐戸町4番1号 カラトピア4階
下関市 都市整備部 公園緑地課(管理係)

(4) 提出方法

前記(3)提出先に持参又は郵送(書留に限る)にてご提出ください。
なお、持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の

午前9時から午後5時までとします。

(5) 質問の受付

この要項に関する質問を、次のとおり受付します。

- ア 受付期間 平成31年3月11日(月)午前9時から
平成31年4月4日(木)午後5時まで
- イ 受付方法 質問書(様式第4号)に記入のうえ、ファクシミリ又は電子メールにより「7 問合せ先」まで提出してください。
- ウ 回答方法 質問に対する回答は、随時ファクシミリ又は電子メールにて、原則として質問者に対してのみ回答いたします。

(6) 参加資格の確認

上記(1)の提出書類を受理した後、参加資格の有無を確認し、平成31年4月19日(金)までに、その結果を応募者に参加承認書(様式第2号)又は参加不承認書(様式第3号)により通知します。

(7) その他

- ア 応募に要する経費等は、全て応募者の負担とします。
- イ 提出書類等は、返却しません。
- ウ 提出書類等は、必要に応じ複写します。
- エ 提出書類等は、情報公開請求により開示する場合があります。

3 契約締結までの流れ

(1) 選定委員会の設置及び審査

別途設置する「海峡ゆめ広場のネーミングライツ・パートナー選定委員会」において、別添2「審査方法」により、提出書類を審査のうえ、優先交渉権者を選定します。

(2) 審査結果の通知及び公表

優先交渉権者を平成31年4月26日(金)までに選定し、その結果に

については、全ての応募者に審査結果通知書（様式第6号）で通知します。

また、本市ホームページ等で、優先交渉権者及び次点者等を公表します。

（3）優先交渉権者との協議及び契約締結

ネーミングライツ・パートナーの優先交渉権者として選定された場合は、契約内容について本市と協議を行い、合意に至った場合は、見積書の徴取、契約書の作成及び契約保証金等については、下関市契約規則（平成21年規則第29号）の定める手続きに従うこととなります。

そのうえで、契約を締結し、ネーミングライツ・パートナーを決定します。

なお、協議は、優先交渉権者から行いますが、合意の可能性がないと本市が判断した場合は、当該協議を打ち切り、次点者と協議を行います。

4 ネーミングライツ料の支払時期

ネーミングライツ料の支払は、契約期間中の各年度当初に、本市からの請求に基づき支払うこととします。

なお、分割して支払うことはできません。

5 リスク負担

（1）本市及び第三者に損害が生じた場合のリスク負担

標示した愛称の倒壊等により本市の施設や第三者に損害が生じた場合や、愛称が第三者の商標権及び著作権等を侵害した場合の負担は、ネーミングライツ・パートナーが負担することとします。

（2）その他のリスク負担

その他、定めのないリスクが生じた場合は、本市とネーミングライツ・パートナーが協議し、リスク負担を決定することとします。

6 契約の解除

愛称の使用期間中に、愛称の命名条件や、応募資格を満たさなくなった場

合に契約解除する他、ネーミングライツ・パートナーの事情により契約解除する場合や、信用失墜行為等に伴い施設のイメージが損なわれたことにより契約解除する場合は、当該契約解除に伴う原状回復等に係る経費はネーミングライツ・パートナーが負担することとし、その他に生じた損害等については、ネーミングライツ・パートナーがその責めを負うこととします。

この場合、ネーミングライツ・パートナーが本市に対し既に納入したネーミングライツ料は返還しません。

7 問合せ先

〒750-0005 山口県下関市唐戸町4番1号 カラトピア4階

下関市都市整備部公園緑地課（管理係）

担 当：松本、繁岡

電話番号：083-231-1933 F A X 番号：083-231-1919

電子メールアドレス：tskoenry@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

施設概要

海峡ゆめ広場

- (1) 所在地 下関市豊前田町三丁目
- (2) 面積 8,399平方メートル
- (3) 設置日 平成10年3月31日

位置図



現況



審 査 方 法

1 審査方法

ご提出いただいた提案書（様式第5号）により、「海峡ゆめ広場のネーミングライツ・パートナー選定委員会（以下「選定委員会」という。）」の委員がそれぞれ次の基準にしたがって審査します。

	審査項目（審査観点）	配点
①	応募金額（最高応募金額との比較）	50点
②	愛称名（親しみやすさ、呼びやすさ 等）	20点
③	下関市に対する貢献活動の実績・予定	20点
④	ネーミングライツの活用方法	10点
	合 計	100点

【採点方法】

(1) 審査項目①については、次の算式により採点します。

$$\text{応募金額の得点} = 50 \text{点} \times \frac{\text{当該応募金額}}{\text{最高応募金額}}$$

（小数点以下第1位を四捨五入）

(2) 審査項目②、③、④については、次により採点します。

判断基準	② ・ ③	④
非常に優れている	20点	10点
優れている	15点	8点
標準的である	10点	5点
やや劣っている	5点	3点
劣っている	0点	0点

(3) 審査項目③については、次のような項目を指します。

- ・ 下関市に本店・支店・営業所のいずれかを有する
- ・ 下関市主催又は下関市の市民団体等が主催の行事への協賛等の経済的支援
- ・ 下関市内でのボランティア等の人的支援・清掃等の社会貢献活動
- ・ 下関市民向けのイベントの開催
- ・ 下関市又は下関市の市民団体等への寄附

※来年度以降で、下関市への貢献活動の予定がある場合や応募者において将来的なビジョンや意向がある場合は、記入してください。

(4) 審査項目④については、ネーミングライツを活用した応募者の広報活動の予定やPR方法の計画、本市への提案等を指します。

海峡ゆめ広場の ネーミングライツ・パートナー選定委員会の設置について

1. 設置の目的

海峡ゆめ広場のネーミングライツを実施するに当たり、当該広場のネーミングライツ・パートナー応募者のうち、他の応募者に優先して市が契約に係る交渉をする者（以下「優先交渉権者」という。）を厳正かつ適正に選定するため、海峡ゆめ広場のネーミングライツ・パートナー選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

2. 所掌事務

選定委員会は、提案書等の審査並びに優先交渉権者及び次点者の選定に関する事項を所掌する。

3. 組織

選定委員会は、委員 5 人をもって組織し、委員は、別表のとおりとする。

4. 委員長

- (1) 選定委員会に委員長を置く。
- (2) 委員長は、都市整備部長をもって充てる。
- (3) 委員長は、会務を総括し、選定委員会を代表する。
- (4) 委員長が欠席、又は事故があるときは、委員のうち、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

5. 会議

- (1) 選定委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。
- (2) 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

様式第1号

参加申出書

平成 年 月 日

(宛先) 下関市長

住 所

会 社 の 商 号

代表者職・氏名

㊟

海峡ゆめ広場のネーミングライツに係る公募型プロポーザルに参加します。
なお、「海峡ゆめ広場ネーミングライツ・パートナー募集要項」の応募資格を
全て満たしていること及び提出書類に虚偽がないことを誓約します。

添付書類

- ・参加申出書（様式第1号） 1部
 - ・企画提案書（様式第5号） 6部
 - ・登記事項証明書（※）
（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）（原本） 1部
 - ・印鑑証明書（原本）（※） 1部
 - ・直近1事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書 1部
 - ・納税証明書（※）
下関市税…市税滞納なしの証明（原本）
国 税…納税証明書（その3の3）（原本） 各1部
 - ・定款、その他これらに類するもの 各1部（原本証明を行ってください。）
- （※）各証明書については、参加申出の日から1月以内に発行されたもの

担当者

ふ り が な

氏 名

電話番号

FAX番号

電子メールアドレス

様式第2号

第 号
平成 年 月 日

_____ 様

下関市長



参 加 承 認 書

海峡ゆめ広場のネーミングライツに係る公募型プロポーザルへの参加を承認いたしましたので、通知いたします。

様式第3号

第 号
平成 年 月 日

_____ 様

下関市長



参加不承認書

海峡ゆめ広場のネーミングライツに係る公募型プロポーザルへの参加の申し出につきましては、誠にありがとうございます。

この度、「海峡ゆめ広場ネーミングライツ・パートナー募集要項」により、応募資格を確認したところ条件を満たしていないため、プロポーザルへの参加を不承認としますので、通知いたします。

様式第4号

質 問 書

平成 年 月 日

(宛先) 下関市長

住 所
会 社 の 商 号
代表者職・氏名

海峡ゆめ広場のネーミングライツに係る公募型プロポーザルについて、次のとおり質問します。

質 問 事 項

担当者

ふりがな
氏 名
電話番号
FAX番号
メールアドレス

愛称名商号					
住額		千円			
債権者の職	由氏名				
法人の従業員数			人 (現在)
主な業務概要					
支店・営業所等					
企画提案書の担当者	所 属				
	役 職				
	ふりがな 氏 名				
	連絡先	電 話 番 号： F A X 番 号：			

様式第5号

企 画 提 案 書

- ①法人概要
- ②提案の概要（応募の趣旨）
- ③愛称名及び理由
- ④応募金額（税抜き）
- ⑤地域貢献活動などについて（実績と提案は、それぞれ分けて記入してください。）
- ⑥要望事項（希望するスポンサーメリット）

※別紙によるイメージ図等の添付も可能です。

様式第6号

第 号
平成 年 月 日

様

下関市長



審査結果通知書

この度、海峡ゆめ広場のネーミングライツ・パートナーの募集にご応募いただき、誠にありがとうございました。

ご提出いただきました提案書等をもとに、「海峡ゆめ広場のネーミングライツ・パートナー選定委員会」が審査した結果を、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 応募状況

- | | | |
|------------|---|---|
| (1) 応募者数 | 者 | |
| (2) 優先交渉権者 | | 様 |
| (3) 次点者 | | 様 |

2. その他

6. 解散

会議は、優先交渉権者等の選定を完了した日をもって解散する。

7. 庶務

選定委員会の庶務は、都市整備部公園緑地課管理係において処理する。

8. 雑則

このほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

別表

委員に充てられる職
都市整備部長
都市整備部次長
都市計画課長
公園緑地課長

2 選定方法

- (1) 選定委員会は、応募者が複数ある場合にあっては、優先交渉権者及び次点者、1者である場合にあっては、優先交渉権者の選定を行います。
- (2) 応募者が複数ある場合にあっては、最高得点をつけた委員の数が最も多い応募者を優先交渉権者として、第2位の応募者を次点者としてそれぞれ選定します。
- (3) 優先交渉権者の選定の際に、最高得点をつけた委員の数が同数の場合は、審査項目「応募金額」が最も高い応募者を優先交渉権者として、第2位の応募者を次点者としてそれぞれ選定します。

さらに、応募金額が同額の場合は、各委員の採点結果を合算し、最も高い得点となった応募者を優先交渉権者として、第2位の応募者を次点者としてそれぞれ選定します。
- (4) 次点者の選定の際に、最高得点をつけた委員の数が同数の場合は、審査項目「応募金額」が最も高い応募者を次点者として選定します。

さらに、応募金額が同額の場合は、各委員の採点結果を合算し、最も高い得点となった応募者を次点者として選定します。
- (5) 上記の方法により、優先交渉権者として選定できない場合には、選定委員会において審議のうえ、選定します。(応募者が複数の場合の次点者を含む。)
- (6) 委員による採点の結果、各委員の採点結果を合算した点数が各委員の配点を合算した点数の7割に満たない場合、又は、審査基準の各項目に著しく低い点がある場合は、ネーミングライツ・パートナーとしてふさわしいかどうかを選定委員会において審議し、優先交渉権者及び次点者として選定しない場合があります。